

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備加算について、以下の通り対応を実施しております。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋の発行については現在検討中です。

（加算1～3のみ要件。当院は加算6で届出）

- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在検討中です。

（令和7年9月30日までの経過措置）

- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

2025 年 4 月 1 日



奈良西部病院